

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成30年3月14日（平成30年（行情）諮問第137号）

答申日：平成30年6月28日（平成30年度（行情）答申第153号）

事件名：特定事案に関し特定法人から提出された調査報告書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年12月7日付け国広情第353号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

請求の目的である本件不正事案の特定法人Aがその不正に係り自ら（第三者委員会を含む）調査を行わずこれらに係る報告書を提出せずそれを放置する行政手続は不自然であり、原処分の決定通知書2（2）（本件対象文書の不存在）の取消しを求め審査請求する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

（1）審査請求人は、法に基づき、処分庁に対して、別紙の1に掲げる文書1ないし文書3の開示請求を行った。

（2）これを受けて処分庁は、文書1（本件対象文書）については不存在を理由に不開示とし、文書2及び文書3については、別紙の2に掲げる文書①ないし文書④を特定し、法5条2号イに該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

（3）これに対し、審査請求人は、文書1（本件対象文書）が不存在であるのは不自然だとして、原処分の取消しを求めて、本件審査請求を提起した。

2 本件対象文書について

平成29年9月29日、国土交通省自動車局長は、特定法人A代表取締役に対し、特定制度に関する業務に係る不適切な取扱いの過去からの運用状況等、事実関係の詳細を調査し及び再発防止策を検討し、報告すること等を指示した。本件対象文書に当たるものは、当該指示に応じて、同法人から国土交通省自動車局長へ提出された調査報告書であると考えられる。

3 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は、請求文書のうち本件対象文書は存在する旨の主張をしていることから、以下この点について検討する。

- (1) 行政文書が存在しているか否か、すなわち行政文書を保有しているか否かは、開示請求時点において判断されているものである。
- (2) 処分庁に対し、本件対象文書にあたる特定法人Aからの調査報告書が提出されているか確認したところ、本件開示請求時点（平成29年11月8日）においては、同法人からの提出がされていなかった。処分庁は、本件開示請求時点においては調査報告書を保有していなかったのであり、したがって、本件対象文書は存在しないというべきである。
- (3) 以上のことから、本件対象文書は不存在であるというべきである。
- (4) なお、その後の平成29年11月17日に、特定法人Aからの調査報告書が国土交通省自動車局長に提出され、その時点より、処分庁の保有するところとなった。審査請求人は、同年12月4日にも、特定法人Aからの調査報告書について開示請求を行っており、当該調査報告書は平成30年2月28日に開示済みである。

4 結論

以上のことから、諮問庁としては、本件対象文書について不存在を理由に不開示とした原処分は妥当であると考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月11日 審議
- ④ 同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む計3文書の開示を求めるものであり、処分庁は、他の2文書に係る請求については、別紙の2に掲げる文書①ないし文書④を特定し、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とし、本件対象文書については不存在を理由に不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分のうち本件対象文書の不開示につい

て取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して、本件対象文書を不存在により不開示とした経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、特定法人Aの特定従業員の違法業務に係り同法人より国土交通省に提出された全ての調査報告書（本件対象文書）の開示を求めるものであるところ、国土交通省が特定法人Aに対し、当該業務の調査・報告を求めた経緯は、次のとおりである。

イ 国土交通省は、特定法人Aが自動車の特定制度に関する業務を適切に行っていることを確認する観点から、特定法人Aの工場に対する立入検査を実施したところ、平成29年9月29日、特定法人Aの担当者から国土交通省に対し、特定制度に関する業務について不正行為を行っていた旨の口頭報告があった。そこで、同日、国土交通省自動車局長から特定法人A代表取締役宛てに文書①を発出し、道路運送車両法に基づき、特定制度に関する業務に係る不適切な取扱いの過去からの運用状況等、事実関係の詳細を調査し及び再発防止策を検討し、報告すること等を指示した。文書①の指示に対し、特定法人Aから国土交通省に対し、同年11月17日付けで「特定制度に関する業務等の改善についてのご報告」と題する調査報告書が提出された。

ウ 本件開示請求書を受け付けたのは平成29年11月8日であるところ、上記イのとおり、それ以前の特定法人Aからの報告は口頭報告のみであり、文書①の指示に対する上記調査報告書は未だ提出を受けていなかったことから、処分庁は、本件開示請求時点において、本件対象文書を保有していないとして不開示としたものである。

エ 本件審査請求を受け、処分庁に対し、念のため、本件開示請求時点において本件対象文書に該当する文書を保有していたか確認するため、担当部署の執務室や書庫等を入念に探索させたが、該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情は認められない。

したがって、国土交通省において、本件開示請求時点で本件対象文書を保有していたとは認められず、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、国土交通省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 請求文書

文書1 特定法人Aの特定従業員の違法業務に係り同法人より提出された全ての調査報告書（本件対象文書）

文書2 特定法人Bの同上

文書3 上記2件に関連し国土交通省で作成された全ての文書

2 処分庁が特定した文書

文書① 特定制度に関する業務等の改善について（特定文書番号A）

文書② 特定法人Aの特定業務の不正事案を受けた確認の実施について（特定文書番号B）

文書③ 特定法人Aの特定業務の不正事案を受けた確認の実施結果について（特定日B）

文書④ 特定制度に関する業務等の改善について（特定文書番号C）